

議員案第48号

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年12月12日提出

小金井市議会議員

清 水 が く

水 谷 たかこ

五十嵐 京 子

小 林 正 樹

片 山 かおる

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を推進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の重要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。安心して議員に立候補し、議員活動が続けられることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の視点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望するものである。

- 1 地方議会の役割等が明確化された、地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
内閣官房長官 様

議員案第 49 号

東京都に対して心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 12 日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

た ゆ 久 貴

片 山 かおる

東京都に対して心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

東京都の心身障害者医療費助成制度は、身体障害者手帳や知的障害者に交付される「愛の手帳」の対象者などに医療費を助成する制度である。

「愛の手帳」は障害の程度に応じて４段階の区分があるが、医療費が無償になるのは重度に当たる１・２度で非課税に限られ、軽度とされる３・４度は一般と同じ３割負担が求められる。身体は身体障害者手帳１・２級が医療費無償で、精神は２０１９年から精神障害者手帳１級が医療費無償となっており、いずれも非課税が対象となっている。

「東京都心身障害者医療費助成制度の対象を拡大することを求める全都連絡会」が１１月にシンポジウムを開催し、東京都福祉局に助成対象者の拡充を求める要望書を提出した。

東京都の実態調査では、「愛の手帳」交付対象者は２０２３年度で約１０万人、このうち７万４千人は３・４度の中・軽度と認定されている。知的障害者の約８割が年収２００万円未満である。知的障害者の８割近くが医療費助成制度の対象外となっている。

都議会厚生委員会での東京都の答弁では、令和３年４月１日現在、全国の都道府県で、知的障害の中度までを医療費助成の対象としているのは３０自治体。そのうち、身体障害者手帳の所持にかかわらず中度まで対象としているのは９県、具体的には、埼玉、石川、福井、長野、岐阜、愛知、広島、香川、長崎であるとされている。

障害者の年収は限られており、医療費の支出はまったなしに必要でそのために生活の質を落とさざるを得ないとの実態も明らかである。医療費は命に直結する問題であり、早急な拡充が必要である。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、心身障害者医療費助成制度について、障害の程度にかかわらず対象範囲を拡大すること、また少なくとも、知的障害者の医療費助成の対象を中・軽度に拡大することを求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

東京都知事様

議員案第 5 0 号

原発新增設費用を国民から徴収する制度を導入しないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

原発新增設費用を国民から徴収する制度を導入しないことを求める意見書

2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故の後、日本政府は原発依存度低減を掲げ、原発新增設に関しては否定してきた。しかし、新たな第7次エネルギー基本計画の策定において、国民的議論が全くないまま、政府はこの方針を180度転換しようとしている。政府は発電事業者や投資家の要請に応じて、巨額の建設コストを含む原発のコストを、稼働して発電する前から電気料金に上乗せして消費者・国民負担とする新たな制度の導入を検討し、「規制資産ベース（Regulated Asset Base、RAB）モデル」などを参考にする并报じられている。このような制度を導入すると、家庭や企業が払う電気代が増え、日本企業の国際競争力は喪失し、日本経済の停滞は更に深刻化する。原発に伴う事故リスクや核拡散リスクが増大し、今でも行き場のない放射性廃棄物は更に増える。

この制度は原発の新規建設への新たな補助金制度であり、世界の潮流である電力システムの自由化や市場化の流れに逆行する。日本では今でも巨額の政府補助金が様々な形で原発に対して供与されている。新規建設の費用を電気代に上乗せする制度が導入されれば、大手電力会社、関係企業、銀行などの投資家は、原発の建設によって、たとえ工事遅延やコストオーバーランが起きても、極めて大きな利益を長期に渡って安定的に得るが、国民は、長期間にわたって高い電気料金や税金を支払わなければならない。

現状において他の電源に比較して発電コストが最も高く、更に高騰するリスクがある原発建設には、既存の原発補助金や制度ではとても足りない、ということで新たに考案されたのがRABモデルである。

最近の国際エネルギー機関の報告によると、発電コスト（円／kWh）に関して、原発の新設は再エネ新設よりも数倍高く、既存原発の運転期間延長でさえ、再エネ新設あるいは再エネ新設と蓄電池を組み合わせたものと同程度となっている。

原発新設及び原発稼働延長の温室効果ガス排出削減コストは、再エネ新設や省エネに比較して数倍大きい。「原発は温暖化対策に必要不可欠」という議論は、経済効率性という意味で論理的に間違っている。

世界の多くの国におけるエネルギー温暖化政策は、グリーンニューディールと呼ばれる「再エネ・省エネへの積極的な投資で脱炭素だけでなく経済成長、雇用創出、エネルギー安全保障も実現する」というもので、グリーンニューディールを進めていくことは日本経済にとって死活問題である

よって、小金井市議会は、政府に対し、原発新增設のための新たな資金徴収制度を導入しないことを強く求めるものである。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
原子力規制委員会委員長 様

議員案第 5 1 号

1 0 3 万円の壁と呼ばれる課税限度額の見直しに関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

水 上 洋 志

渡 辺 大 三

103万円の壁と呼ばれる課税限度額の見直しに関する意見書

政党間において、いわゆる「103万円の壁」についての見直しの議論が行われ、政府の総合経済対策に盛り込まれた。

「103万円の壁」と合わせ、社会保険料の負担の106万円、130万円の壁についても是正することなどを検討しなければ、手取りが逆に減ることにもなりかねないとして、税制の在り方や公平な負担について各政党から様々な提案がされている。

日本の課税最低限は世界的に見て低い上、物価が上がっているのに1995年から据え置かれてきたことから、見直しを行うことは必要である。

また、人手不足が社会的課題となる中、「働き控え」の解消に効果が上がることから、「103万円の壁」の見直しは理解できるところである。

しかしながら、仮に基礎控除額を国・地方において75万円ずつ引き上げた場合、国税と地方税を合わせて年間7兆円から8兆円程度の影響があるとされている。地方自治体の基幹税である個人住民税において年間4兆円の減収が見込まれるほか、所得税の減収に伴う地方交付税の減として、約1兆円が見込まれるなど、地方財政への甚大な影響が全国市長会でも懸念されている。

特に、個人住民税は市町村税収入の総額約23兆円の4割強を占め、都市自治体における最大の税目であるとともに、高齢者や障害者、子ども・子育て、学校教育、ごみ処理など、住民に身近な行政サービスの基盤となっており、急激な減収は重大な支障を来すことになる。

このため、「103万円の壁」の見直しを始め社会保険料の負担の在り方の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、住民に必要な行政サービスを提供する基盤である地方税財源に影響を及ぼすことのないようにすべきである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、見直しに当たっては、国の責任で十分な財源の補填を行うとともに、その財源確保に当たっては国民の負担増にならないこと、また、課税限度額の見直しに合わせ、社会保険料の在り方も是正することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
内閣官房長官 様

議員案第 5 2 号

マイナンバー制度見直しに関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

小金井市議会議員

斎 藤 康 夫

片 山 かおる

マイナンバー制度見直しに関する意見書

平成25年に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が導入された。マイナンバー制度は、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として位置づけられている。

現在、日本においては「日米デジタル貿易協定」により、GAFAMなどの巨大プラットフォーム企業に有利な規定がTPPを強化する形で定められており、「国境を越えるデータ（個人情報を含む）の自由な移転」、「コンピュータ関連設備の国内設置要求の禁止」などのルールが設定されている。

このような状況にもかかわらず、国や地方自治体で使用されているサーバーは、Amazon、Google、Microsoft、Oracleといったアメリカの民間企業に委託管理されており、日本国民の機密情報が閲覧・分析されるリスクが生じている。

また、平成29年から本格的に運用が始まったマイナンバーカードにおいては、度重なる誤登録が発覚し、政府がデータの登録について総点検を実施する事態に至った。

総点検の結果、他人の情報が誤って紐付けられたケースが、総点検前に先行実施した分を含め、計1万5,951件に達した。これを受け、政府の個人情報保護委員会がデジタル庁やシステムを運用する企業、幾つかの地方自治体に行政指導を行っている。

それにとどまらず、国税庁や特殊法人から入力業務等を委託された業者や、その再委託先が個人情報を漏洩してしまった事例、また、マイナンバーを扱う民間企業においても管理が行き届かず、個人情報を漏洩してしまったケースが報告されている。

以上のように、マイナンバー制度はあらゆる個人情報を政府が一元管理する制度であり、厳格な取扱いやプライバシー保護について極めて慎重に対応する必要がある。しかし、マイナンバーカードについては、立法事実がない任意のサービスであり、国がその発行に対して、責任を負わない状況となっている。

個人情報管理においては、このような深刻な問題が存在するため、速やかに抜本的な見直しを求めるものである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 国や地方自治体で使用するサーバーの開発・運用については、日本国内の企業に委託すること。
 - 2 マイナンバーカードについては、法律に基づく裏付けを持ち、運転免許証と同様に公務員等が立ち会い、厳格に発行・管理を行い、個人情報漏洩や、なりすましの防止を徹底すること。
 - 3 マイナンバーやそこに紐付けられている自分の情報については、いつ、どこで、誰が、何の目的のために閲覧したか、全ての履歴を確認できる仕組みを構築すること。
 - 4 マイナンバーカードや各種サービスの紐付け等、強制的なデジタル移行は行わず、必ず代替手段を用意し、現行の手段が今以上に不便にならないようにすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
デジタル大臣 様

議員案第 53 号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 13 日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

高 木 章 成

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

2010年の足利事件に始まり、布川事件、2012年の東電OL殺人事件、2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続いている。

1966年に発生した一家4人殺人事件で死刑判決を受けた袴田巖さんに対する再審が2023年に開始された。袴田さんの弁護団は死刑判決が確定した翌年の1981年から再審を求め続け、再審が決まるまでおよそ42年もの時間を要した。そして、2024年10月9日、逮捕から58年、死刑判決から44年を経て無罪が確定した。袴田さんは長年の収容生活によって精神状態を崩す拘禁反応が続いている。無実の者に有罪の判決が確定される冤罪は、憲法が保障する基本的人権を脅かす、深刻な人権侵害であり決して許されない。再審で死刑が見直され、無罪になった、免田、財田川、松山、島田の「四大死刑冤罪事件」に袴田巖さんが加わり、「死刑囚」から解放された。

刑事訴訟法では、誤審により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的に、再審制度が規定されているものの、再審請求手続の審理に関する規定がほとんどなく、事件を担当する裁判官の裁量に委ねられることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性が損なわれている。

とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者の権利が回復されている。刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項において、政府は当該法律の公布後、必要に応じ速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行う旨が定められているが、今なお制度化は実現していない。証拠開示の制度化を早急に行うことが求められている。

また、再審開始決定がなされても、検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな権利回復が妨げられている。2017年から2021年までに、裁判所は再審請求事件およそ1,150人について判断を下したが、再審開始決定となったのはわずか13人(1.1%)であった。再審開始決定は、裁判のやり直しの決定であり、検察官にも有罪立証をする機会が与えられており、有罪・無罪の判断は、再審公判において行うことが予定されていることから、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。再審開始決定に対しては、検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、冤罪被害者を生み出さないために、以下の事項について、刑事訴訟法の再審規定を改正することを求めるものである。

- 1 再審手続を整備すること。
- 2 再審請求に対し、検察・警察が保有する証拠の全面開示を整備すること。
- 3 再審決定に対する検察の不服申立てに制限を加えること。
- 4 再審無罪になった者への名誉回復を国に義務付け、十分な補償をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様

議員案第 5 4 号

市独自の検証結果が出るまで、優先整備 2 路線の事業化に向けた手続きを行わないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

村 山 ひでき

片 山 かおる

市独自の検証結果が出るまで、優先整備２路線の事業化に向けた手続きを行わないことを求める意見書

「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」において、小金井市内の都市計画道路小金井３・４・１号線及び小金井３・４・１１号線外が優先整備路線に選定されて以降、小金井市議会では２０１６年３月を始めとし、計画の見直しを求める意見書など１１件の意見書を可決し、東京都に送付してきた。

現在、小金井市長は、市独自に２路線の必要性について、地域固有の視点から必要性和合理性の検証を行っているところである。市議会の多数は、２０２５年第１回定例会冒頭に総合的判断を示し、説明責任を果たすことを求めているが、市長は年内には検証の結果を取りまとめ、来年３月までには検証結果を踏まえ、総合的な判断をす

るとしている。

２０２４年１１月２９日、３０日、１２月１日と小金井 宮地楽器ホールで行われたオープンハウスでは、小金井３・４・１１号線の道路構造が橋梁案であることが示されたところだが、白井市長は２０２４年１０月２８日、東京都がオープンハウス開催の説明に市役所に来た際、「小金井３・４・１１号線等の必要性について検証中であり、３月までには判断する。それまでは事業化は待っていただきたい。」と口頭で伝えている。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、以下の事項について求めるものである。

- １ 東京都建設局においては、市独自の検証が終わり、総合的判断が定まるまで事業化に向けた手続きを行わないこと。
- ２ 東京都都市整備局においては、第四次事業化計画の計画期間が２０２５年度までとなっていることから、新たな「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」策定の検討を始めたところである。冒頭述べたように、小金井市議会は計画の見直し等を求め１１件の意見書を可決し、東京都に送付してきた。民意を反映している議会意思を尊重すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

東京都知事様

議員案第 5 5 号

企業・団体献金の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

小金井市議会議員

水 上 洋 志

渡 辺 大 三

企業・団体献金の廃止を求める意見書

企業・団体献金の廃止は、今や多くの野党の要求となっている。

2024年11月16日、17日の両日に実施された共同通信社の世論調査では政治資金規正法再改正で企業・団体献金を「禁止するべきだ」が67%と、「禁止の必要はない」26%を大きく上回っており、企業・団体献金の害悪が、国民の共通認識となってきた。

政治資金パーティー券は、その大半を企業・団体が購入しているのが実態であり、形を変えた企業・団体献金にほかならない。自民党派閥の裏金問題で、原資となったのは派閥の政治資金パーティー収入である。

ところが、石破総理は所信表明で、このことに一言も触れず、驚くべき無反省ぶりである。

そもそも、企業の政治献金は、本質的に政治を買収する賄賂と指摘されており、ただちに全面禁止すべきものである。国民一人ひとりが、自ら支持する政党に寄附することは、主権者として政治に参加する権利そのもの、「国民固有の権利」であるが、選挙権を持たない企業が献金することは国民主権と相容れず、国民の参政権を侵害する。営利を目的とする企業が、個人をはるかに超える強大な財力で、カネの力で政治に影響を与え自己の利益を図れば、政治は大企業、財界に向けたものになってしまうことは明らかである。

政治のゆがみを正し、国民主権を貫くためにも、企業・団体献金の禁止が必須である。国民一人ひとりに依拠して政治資金をつくってこそ、国民の立場で政治を行う確かな土台となる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、企業・団体献金の廃止を求めるものである。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様

議員案第 56 号

新庁舎等建設について、市民要望に応え、抜本的な建築コスト削減を図るべく、抜本的な見直しを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 19 日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男

た ゆ 久 貴

水 上 洋 志

渡 辺 大 三

高 木 章 成

片 山 かおる

新庁舎等建設について、市民要望に応え、抜本的な建築コスト削減を図るべく、抜本的な見直しを求める決議

本市の市役所庁舎建設の議論は1987年頃に始まったが、現在、市長案（現行案）に強く反対する市民の声に一切耳を傾けることなく強行されようとしている。

私たちは、市役所建設については進めるべき立場であるが、内容がどうでもいいということにはならず、市民にとって利用しやすい市役所、余計な支出やムダな支出を伴わない建築にすべきとの観点で市民と専門家が練り上げた市民案（見直し案）を設計に反映させるべきであると求め続けてきた。

しかし、この間、市長、担当部局及び市議会多数派も市民案（見直し案）を無視し続けており、これでは多くの点で市民の希望に反する庁舎、ムダで余計なお金がかかり過ぎる建築になりかねない。私たちはそれを黙って見過ごすわけにはいかない。市民案（見直し案）の骨子を取り入れ、抜本的な見直しを行うことを求めるものである。

そもそも市長案（現行案）は、西岡前市長が迷走の末に提示した（仮称）新福祉会館と市役所庁舎の複合化建設をその源流としている。それを市議会多数派が容認し、基本設計へと進んできた。

しかし、2020年、基本設計案に対する市民の意見募集（パブリックコメント）が行われると、①大幅な建設コスト削減を求める意見、②新福祉会館が耐震構造、市役所庁舎が免震構造で、それを重ね合わせるという全国の庁舎に例のない複雑で安全性に疑問が生じる設計に反対する意見、③公園空白エリアへ庁舎建設なのに敷地内に十分な広場を確保する内容になっていないことを指摘する意見などが相次いだ。西岡前市長はそれらの具体的な意見や指摘にきちんと応える姿勢を見せず、なし崩し的に実施設計作業を強行した。

その後もこの設計を強行する市長及び市長部局の市民不在の姿勢はとどまるところを知らず、①建築費は実に130億円を突破、②市民から要望されていないのに担当部局の勝手な判断でキッチンカーを導入する施設を作る案が決定され、ただでさえ狭い広場の面積が更に狭くなる、③地上に十分な広場がないため新福祉会館の屋上を広場にするとの提案を突然に言い出す、陽が当たらないため、当初計画していた天然芝も野草も育たないことが判明し、プラスチック製のチップを採用。④当初の基本設計図面では庁舎北側に桜が描かれていたが、そこも陽が当たらないことがわかり、樹木植栽計画が消えてしまった。まだまだ問題点や欠陥は多いが、目を覆うべき惨状を呈している。

市民は、2020年2月のパブリックコメント以来、そこで出された市民の意見を反映した市民案（見直し案）を作成。市や市議会に提案。再三再四見直しを求めたが、市側は「早く造る必要がある」、「検討し直したらいつできるかわからない」「現行案と見直し案は比較の対象にならない」などと言って、足蹴にする事態であった。これではいったい誰のための庁舎かわからず、市民自治の要としての庁舎という基本構想とは大きくかけ離れたものと言わざるを得ない。

2021年には、市民の意見に耳を貸さずに実施設計を強行してきた西岡前市長に対して、市議会の過半数を優に超える議員が「この実施設計のまま建築確認申請を行うべきではない」との申入れを行った。行き詰った西岡前市長は、2022年3月、市議会に対して「設計や建設時期の大胆な見直しも含めて協議したい」旨の発言をした。これを踏まえ市議会と行政の間に協議会が設置され、見直しの議論が始まった。

しかし、同年１０月、西岡前市長は、市立保育園２園廃園条例の専決処分での制定という違法行為を行い、市長の職を任期途中で辞めるに至った。西岡前市長からの申出で設置された協議会も、解散となった。

２０２４年４月から５月にかけて、市長案（現行案）に基づく設計か市民案（見直し案）に基づく設計か、いずれかを住民投票で決める直接請求署名運動が実施された。署名運動の中で、そもそも多くの市民が市長案（現行案）についての情報を与えられておらず、その問題点や欠陥について基本的認識が乏しいことが明らかになった。署名は成立要件を大幅に上回る３，８００筆（うち有効署名３，５８４筆）を超えて集められ、白井市長に提出された。ところが、白井市長は、市民の署名運動に対し、「民主主義的手続を否定するもの」と言い放ち、法令に基づく市民の正当な活動を貶める見解を示した。市議会は、この市長発言を踏まえ、住民投票条例を反対多数で否決した。市民に選択の機会を与えることを拒否したのである。

このような市長の対応は、間接民主主義を補完するものとして法律や小金井市市民参加条例で制度的に保障されている直接民主主義を否定するものであり、市長としての資質、民主主義感覚が問われる事態である。異なる意見を有する市民への攻撃的な姿勢を露わにして市民を分断する白井市長は、失礼な言動に関して市民に謝罪をすべきである。

また、最大のポイントである建設工事費も、当初は７５億円と言っていたのが、１３０億円にまで実に約１．５倍にも膨れ上がった。総事業費は１８０億円を超える。借金総額は利息を含めて１００億円を超え、竣工３年後の２０３０年度から借金の返済は毎年６億円から７億円にも増える。現在の市役所の運営経費は約３億円程度であるが、今定例会において財源をどう捻出するのかと聞いても市は答えられなかった。あまりに無責任である。

市民からは児童遊園や学童保育所の修繕を求める声や、高すぎる介護保険料や国民健康保険税の見直しを求める声が上がっているが、白井市長側は「財政が厳しい」と言って応えようとしていない。その一方で、市役所建設工事費が１．５倍に膨れ上がっても、何ら抜本的かつ具体的なコストダウンの手法は検討しない。建設コストを大幅に縮減できる市民案（見直し案）が非常に具体的に提案されているにも関わらず、無視し続けている態度は行政の懈怠と言わざるを得ない。

市役所は一旦建設すれば５０年、１００年と使用する公共施設である。新福祉会館は高齢者、障害者、子育て世代が利用する施設である。その施設は多くの市民が利用しやすく、安心・安全でなければならない。また財政的にも持続可能な施設であるべきである。市民要望に背を向けた市長案（現行案）に、かくも法外な建築費を投入することは、小金井市１００年の大計を誤る暴挙である。

よって、小金井市議会は、白井市長に対し、長年の小金井市の課題である新庁舎等建設については、市民案（見直し案）の具体的な指摘も参考に、抜本的な見直しを求めるものである。

以上、決議する。

令和６年　　月　　日

小 金 井 市 議 会